

## 1 要件

下記の要件を全て満たした場合のみ、負担限度額が認定されます。

- 世帯全員が住民税非課税
- 配偶者（別世帯、事実婚含む）が住民税非課税
- 本人および配偶者の持つ預貯金等資産が基準額以下

利用者負担段階	本人の収入	預貯金額等資産の要件（夫婦の場合）
第1段階	生活保護受給者	なし
	老齢福祉年金の受給者	1,000万円以下 (2,000万円以下)
第2段階	合計所得金額+年金収入額の合計が 82.65万円以下	650万円以下 (1,650万円以下)
第3段階①	合計所得金額+年金収入額の合計が 82.65万円超~120万円以下	550万円以下 (1,550万円以下)
第3段階②	合計所得金額+年金収入額の合計が 120万円超	500万円以下 (1,500万円以下)

※ 2号被保険者（65歳未満）については、段階に関わらず単身1,000万円、夫婦2,000万円以下です。

※ 収入には非課税年金（障害年金や遺族年金等）を含みます。

※ 82.65万円は、令和8年度認定分（令和8年8月1日から）以降の適用となります。7月31日までは80.9万円と読み替えてください。

## 2 申請に必要なもの

-----不備がある場合は、再度提出を求める場合があります

- (1) 令和8年度介護保険負担限度額認定申請書（両面記入）
- (2) 本人・配偶者（内縁関係を含む）の預金に関する申告
- (3) 本人・配偶者（内縁関係を含む）の預貯金等資産が確認できる添付書類 （下表を必ずご確認ください）
- (4) 本人の身分証明書（原本）
- (5) 代理申請者の身分証明書（原本）
- (6) 本人の印鑑（認印可）

※ 消えるペン・修正液の使用不可。

※ 顔写真付きは1点（マイナンバーカード、免許証等）顔写真のないものは2点（介護保険証、負担割合証等）

▶ 郵送申請の場合、(1) (2)、(3)～(5)の写しをご提出下さい。申請日は市役所で受理した日になります。  
≪送付先≫ 〒885-8555 宮崎県都城市姫城町6街区21号 都城市役所介護保険課給付担当

▶ 電子申請（マイナポータルのぴったりサービス）の場合 「都城市 介護保険負担限度額認定 マイナポータル」と検索

※ 本人又は代理申請者のマイナンバーカードおよび読み取りに対応した端末（スマートフォン等）が必要です。

※ マイナンバーカードを市区町村窓口で受け取った際に設定した、英数字6桁以上の署名用電子証明書用暗証番号の入力が必要です。

表 預貯金等資産	提出書類（本人・配偶者名義のもの全て）
預貯金（普通・定期・積立など）	①金融機関名・支店名・口座番号・名義がわかるページ ②申請日から直近2～3か月の取引および最終残高 ③申請日直近の年金振込み（R8.6月振込）がわかるページ ④定期預金、定額貯金、定額積立などのページ又は証書 ※残高・利用の有無問わず、最新の状態で記帳された全ての通帳の提出が必要 ※直近で多額の払い出しがあった場合、確認書類の提出を求める場合あり
出資金	出資金がわかるものの写し（証書や出資配当金の通知等）
有価証券、投資信託など	口座残高の写し
金・銀	残高が確認できるもの
負債	借用証書の写しなど

## 3 受付日時

令和8年7月1日（水）から令和8年7月31日（金）まで  
（午前8時45分から午後4時30分まで。土日祝日を除く。）

※更新期間は窓口が混雑することが予想されます。時間に余裕をもってお越しください。

## 4 申請窓口

介護保険課（都城市役所本館1階オレンジ7番）  
山之口・高城・山田・高崎総合支所地域生活課

※7月～8月の更新時期は、沖水地区・志和池地区・庄内地区・西岳地区・夏尾・中郷地区  
市民センター（リモート窓口）では御申請いただけません。

上記窓口または郵送、電子申請にてお手続きいただきますよう御協力のほどお願い申し上げます。